

浦幌町農業経営改善計画認定推進会議設置要綱

平成23年4月7日告示第25号

改正

平成26年10月9日告示第86号

(設置)

第1条 農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第12条に基づく農業経営改善計画(以下「改善計画」という。)又は同法第14条の4に基づく青年等就農計画(以下「就農計画」という。)の認定を適正、かつ、円滑に行うため、浦幌町農業経営改善計画認定推進会議(以下「推進会議」という。)を設置する。

(協議等事項)

第2条 推進会議は、次に掲げる事項について協議等を行う。

- (1) 改善計画又は就農計画の認定等を的確に行うために必要な改善計画又は就農計画に記載された農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態用等の審査に関すること。
- (2) その他改善計画又は就農計画の認定等に当たって必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 推進会議は、次の各号に掲げる機関又は団体をもって組織する。

- (1) 浦幌町
- (2) 浦幌町農業委員会
- (3) 浦幌町農業協同組合
- (4) 十勝農業改良普及センター十勝東部支所
- (5) 前各号に定めるもののほか、推進会議が必要と認める機関又は団体

(運営等)

第4条 推進会議に会長を置き、浦幌町産業課長をもって充てる。

- 2 会長は、推進会議を招集し、その会議を主宰する。
- 3 推進会議は、第2条の協議等に当たっては、次の各号に定めるところにより行うものとする。
 - (1) 推進会議の議事決定は、原則として協議等の対象となる改善計画又は就農計画に直接関係を有する構成員全員の意見一致によるものとする。
 - (2) 改善計画の認定の可否を迅速に決定するため、必要な場合には、文書持ち回り方式による推進会議において処理を行うことができる。

(3) 就農計画の認定の可否を決定するために、会長が必要と認めるときは、当該就農計画の申請者に推進会議への出席を求めることができる。

(庶務)

第 5 条 推進会議の庶務は、浦幌町産業課において処理する。

(補則)

第 6 条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営等に関し必要な事項は、会長が推進会議に諮って定める。

附 則

この実施要綱は、平成23年4月7日から施行する。

附 則

この設置要綱は、平成26年10月9日から施行する。